

新刊案内



ハンドブック 成年後見2法

大口善徳、高木美智代、田村憲久、盛山正仁著

(A5判、383頁、3000円、創英社/三省堂書店)

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約行為を行える成年後見制度。超高齢化社会を迎えるわが国においては同制度の充実が求められているが、十分利用できているとは言い難い。そんな中で今年4月、「成年後見制度利用促進法」(新法)と「成年後見の事務円滑化を図るための改正民法及び家事事件手続法」が議員立法で成立した。本書は、立法作業に携わった自民、公明両党議員4人の共著で、議員立法に至った背景、条文解説などを、参考資料をふんだんに付けて紹介している。

成年後見制度は、禁治産制度を改正して2000年に関連法を施行。創設から16年がたった。しかし利用者は15年末でも20万人に満たない。認知症に限っても、12年の患者数は約462万人。厚生労働省は有病者は25年に700万人に増えると推計しており、制度をいかに広く知ってもらい、利用を進めるかが大きな課題だ。

利用促進法は、被後見人の基本的人権や尊厳を重んじ、適切な意思決定を支援する基本理念を掲げ、制度の利用を進めるため国と地方の責務を明記。後見人になる人材を確保するため、市民への研修機会の確保や情報提供、助言などの措置を講じ、家庭裁判所や自治体などが緊密に連携することも要請している。

改正民法及び家事事件手続法は10月13日に施行予定。家裁が認めた場合、後見人が被後見人宛の郵便物を転送してもらったり死後

に火葬手続きをしたりできる規定を創設した。

成年後見制度の見直しは、公明が10年に検討に着手し、13年に自民党に協力を呼び掛けた経緯がある。自民党も14年臨時国会で本格検討に乗り出したが衆院解散で中断。自公は15年通常国会での成立を目指すも安全保障関連法案の審議が混乱して提出できず、16年通常国会にずれ込んだ。

本書では著者らが法案提出に向け、関係者に対して綿密な根回しに動く舞台裏も紹介。努力と執念、時には運も味方したことがうかがえる。折しも16年4月1日には、行革のため内閣府業務をスリム化する法律が施行されようとしていた。同府に新たな会議を置く利用促進法案はスリム化法に反する存在だが、こうした環境でぎりぎりの調整

を重ねる場面はスリリングですらある。

利用促進法では今後2年以内に現在の制度に関する課題を整理し、3年以内に権利制限の見直しなど法整備を含めた対応を求めている。この中には、被後見人に対する権利制限(欠格条項)の扱いも含まれる。公務員になれないなど被後見人の欠格条項は今も200以上残り、見直しには膨大な作業が予想される。医療同意ができない被後見人に医療行為を行うため、どのような手続きを行えばいいかも大きな課題だ。

本書は2法の根底に流れる思想を知る上で欠かせない一冊で、関係者が原点に立ち返る際の指針となるのは間違いない。

[渡部裕子・内政部]

